

# 子育て支援に関するアンケート調査

～調査の趣旨とご協力をお願い～

保護者の皆様へ

皆様には、日頃より田辺市のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から「田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的かつ計画的に、子育て支援に取り組んでいます。

現在の計画の期間が平成31年度で終了することから、来年度に新たな5か年の計画を策定する予定です。

この調査は、次期計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

つきましては、ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成31年●月

田 辺 市 長

真 砂 充 敏

## 【ご記入にあたってのお願い】

この調査は、「就学前児童用」と「小学生用」の2種類の調査票により実施しています。

世帯にお子さんが2人以上いらっしゃる場合には、複数の調査票がお手元に届く場合がございますが、それぞれのお子さんについてご記入くださいますようお願い申し上げます。

調査票には、お子さんの保護者の方がご記入ください。

ご記入がすみましたら、お手数ですが●月●日（●）までにご回答下さいますよう、お願い申し上げます。

幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校に通園（学）されているお子さんに対する調査票は、それぞれの幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校へご提出ください。

郵送で届きました方は、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

## 【問い合わせ先】

田辺市 子育て推進課

電話 0739-26-4927 ファックス 0739-26-7750

E-mail: kosodatesuishin@city.tanabe.lg.jp

## 回答するに当たってお読み下さい

ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援の制度は、以下のような考え方に基づいています。

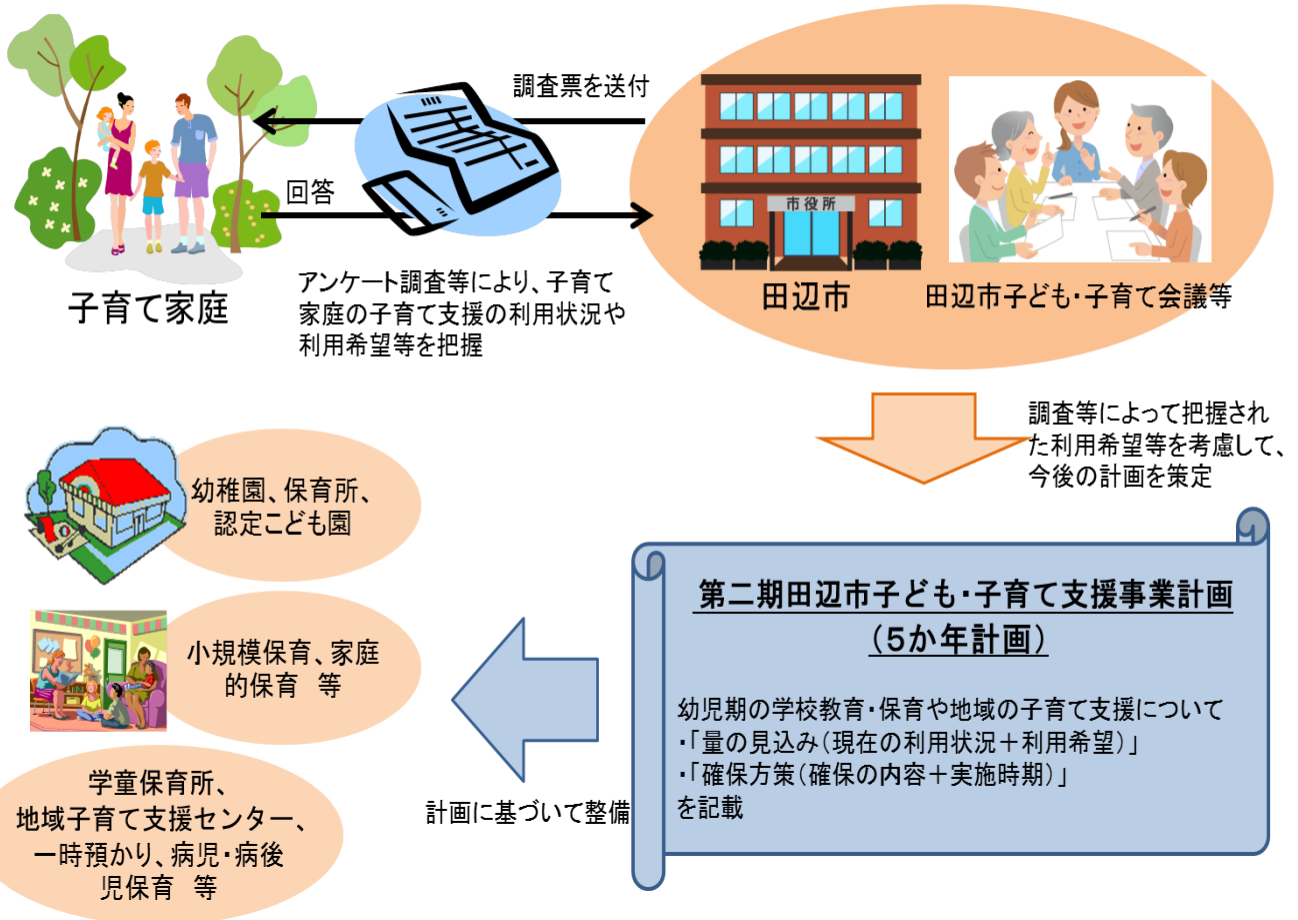
- 急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・幼稚園 : 学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設 (学校教育法第22条)
- ・保育所 : 児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設 (児童福祉法第39条)
- ・認定こども園 : 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)
- ・子育て : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援







# お子さんの保護者の就労状況についてうかがいます

**問 1 1.** お子さんのご両親のそれぞれの現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について、該当する欄に○をつけてください。

	母親	父親
記入例	○	○
フルタイムで就労中		
フルタイム就労だが、産休・育休・介護休業中		
フルタイム以外で就労中		
フルタイム以外の就労だが、産休・育休・介護休業中		
以前は就労していたが、現在は就労していない		
これまで就労したことがない		

※フルタイムは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を指します。正規・非正規（派遣・アルバイト等）にかかわらず、時間で判断してください。

※太枠内にひとつでも○がついた場合には、その方のことについて、問 1 1 - 1 へ



**問 1 1 - 1** 就労されている場合は、就労日数や就労時間、家を出る時刻と、帰宅時刻について、最も多いパターンでお答え下さい。  
また、就労日数のうち、土曜日、日曜日の就労がある場合には、該当する番号に○を付けてください。

	1週あたりの 就労日数	1日あたりの 就労時間	家を出る 時刻	帰宅 時刻	土曜日・日曜日の 就労の有無
(1) 母親	日	時間	時 分	時 分	1. 土曜 2. 日曜
(2) 父親	日	時間	時 分	時 分	1. 土曜 2. 日曜

※休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答え下さい。

※時刻は（例）18時30分のように、24時間制でお答え下さい。

**問 1 1 - 2** フルタイム以外で就労されている場合（問 1 1 で塗りつぶしの欄内に○がついた方）は、フルタイムへの転職希望等について、該当する欄に○を付けてください。

	母親	父親
記入例	○	○
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みあり		
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みなし		
フルタイム以外での就労を続けることを希望		
就労をやめて、子育てや家事に専念したい		

**問 1 2.** 問 1 1 で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○がついた方（太枠内に○がつかなかった方）についてうかがいます。

	母親	父親
記入例	○	○
子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）		
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい		
1年以上先に、就労したい		

※太枠内にひとつでも○がついた場合には、その方のことについて、問 1 2 - 1 へ

**問 1 2-1** 問 1 2 で太枠内に○がついた場合に、希望する就労日数や就労時間をお書き下さい。また、就労日数のうち、土曜日、日曜日の就労希望がある場合には、該当する番号に○を付けてください。

	1週あたりの 就労日数	1日あたりの 就労時間	土曜日・日曜日の 就労の有無
(1) 母親	日	時間	1. 土曜 2. 日曜
(2) 父親	日	時間	1. 土曜 2. 日曜

※フルタイムは、1週5日程度、1日8時間程度とお考え下さい。

問 1 2 で「1年以上先に、就労したい」に○がついた方にうかがいます。

**問 1 2-2** 就労を始めるのは、一番小さい子どもが何歳になった頃をお考えですか。

(1) 母親	子どもが、____ 歳になったら 就労したい	(2) 父親	子どもが、____ 歳になったら 就労したい
--------	---------------------------	--------	---------------------------







問13で、「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

**問13-6** 利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. (子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育所・幼稚園に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため ( \_\_\_\_\_ 歳くらいになったら利用しようと考えている)
9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

**問13-7** 幼稚園・保育所などを利用したい場所はどこですか。【当てはまる番号1つに○】

1. 田辺市内
2. 他の市町村

## お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況 についてうかがいます

**問14.** お子さんは、現在、地域子育て支援センター（「愛・あい」、「ちかの」）の事業「青空広場」、「つどいの広場」、「つどいのおへや」、「あいあい広場」などを利用していますか。  
利用されている場合、おおよその利用回数（頻度）をご記入ください。

1. 利用している（「青空広場」、「つどいの広場」、「つどいのおへや」、「あいあい広場」など）  
1週当たり \_\_\_\_\_ 回 もしくは 1か月当たり \_\_\_\_\_ 回程度
2. 利用していない

**問15.** 問14のような地域子育て支援センター（「愛・あい」、「ちかの」）について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。  
当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）をご記入ください。

1. 利用していないが、今後利用したい  
1週当たり \_\_\_\_\_ 回 もしくは 1か月当たり \_\_\_\_\_ 回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい  
1週当たり 更に \_\_\_\_\_ 回 もしくは 1か月当たり 更に \_\_\_\_\_ 回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない



「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

**問 18.** お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。  
希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例) 18時30分のように24時間制でご記入ください。  
なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

1. 利用する必要はない  
2. ほぼ毎日利用したい  
3. 週に数日利用したい
- } ⇒ 利用したい時間帯  
\_\_\_\_\_ 時 分 から \_\_\_\_\_ 時 分 まで

問 18 で、「3. 週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

**問 18-1** 毎日ではなく、数日利用したい理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 週に数回仕事が入るため  
2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため  
3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため  
4. 息抜きのため  
5. その他 ( )

## お子さんの病気の際の対応についてうかがいます (平日の幼稚園・保育所を利用する方のみ)

平日の幼稚園・保育所などの事業を利用していると答えた保護者の方 (問 13 で「1. 利用している」に○をつけた方) にうかがいます。利用していない方は、問 20 にお進みください。

**問 19.** この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

1. あった ⇒ 問 19-1へ                      2. なかった ⇒ 問 20へ

**問 19-1** お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数もご記入ください。  
(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。)

1年間の対処方法	日数	
1. 父親が仕事を休んだ	日	} ⇒ 問 19-2へ
2. 母親が仕事を休んだ	日	
3. (同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった	日	
4. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもを見た	日	} ⇒ 問 19-3へ
5. 病児・病後児の保育を利用した	日	
6. ベビーシッターを利用した	日	
7. ファミリーサポートセンター (きっずぱーく) を利用した	日	
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	日	
9. その他 ( )	日	

問19-1で、「1.」、「2.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

**問19-2** その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についてもご記入ください。  
なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ \_\_\_\_\_ 日
2. 利用したいとは思わない

問19-1で、「3.」から「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

**問19-3** その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、「3」から「9」の日数のうち仕事を休んで看たかった日数をご記入ください。

1. できれば仕事を休んで看たい ⇒ \_\_\_\_\_ 日 ⇒ 問20へ
2. 休んで看ることは非常に難しい ⇒ 問19-4へ

問19-3で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。

**問19-4** そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない
2. 自営業なので休めない
3. 休暇日数が足りないので休めない
4. その他 ( )

## お子さんの不規則の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます

**問20.** お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不規則に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）をご記入ください。

利用している事業	日数（年間）
1. ファミリーサポートセンター（きつぱーく）	日
2. 子育て短期支援事業（ショートステイなど） （児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	日
3. ベビーシッター	日
4. 託児所	日
5. その他 ( )	日
6. 利用していない	

⇒ 問21へ

⇒ 問20-1へ







## お子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後や長期休暇日の過ごし方についてうかがいます

⇒ 5歳未満の方は、問30へ

**問23.** お子さんについて、小学校低学年（1～3年生）では、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数をご記入ください。  
また、「6. 学童保育」の場合には、利用を希望する時間もご記入ください。  
時間は、(例) 18時30分のように24時間制でご記入ください。

1. 自宅	週 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 日くらい
4. 児童館	週 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 日くらい
6. 学童保育	週 日くらい → 下校時から 時 分まで
7. ファミリーサポートセンター (きっずぱーく)	週 日くらい
8. その他 (公民館、公園など)	週 日くらい

「放課後子ども教室」・・・地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらずすべての小学生が利用できます。(田辺市では、稲成・上秋津・鮎川・龍神の4か所で、地域の方々の協力を得て年間30回程度実施しています。利用料は無料)

「学童保育」…………… 保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。田辺市では、14か所で実施しています。(市営13か所、民営1か所)  
市営：平日の利用時間は下校時～18時30分まで、利用料金：1か月8,000円  
民営：平日の利用時間は下校時～19時まで、利用料金：1か月8,000円

**問24.** 小学校高学年（4～6年生）では、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数をご記入ください。  
また、「6. 学童保育」の場合には利用を希望する時間もご記入ください。  
時間は、(例) 18時30分のように24時間制でご記入ください。

1. 自宅	週 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 日くらい
4. 児童館	週 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 日くらい
6. 学童保育	週 日くらい → 下校時から 時 分まで 小学 年生まで利用したい
7. ファミリーサポートセンター (きっずぱーく)	週 日くらい
8. その他 (公民館、公園など)	週 日くらい

**問25.** お子さんの学校に「学童保育」や「子供の居場所づくり事業」があれば利用しますか。

1. 学童保育を利用する
2. 子供の居場所づくり事業を利用する（夏休み等の長期休業日のみ実施）
3. 利用しない

「子供の居場所づくり事業」……山村地域の小学校の夏休み等の長期休業期間中にひとりで過ごさなければならぬ子どもへの学習支援や大人との交流を龍神、中辺路、本宮で実施しています。

**学童保育及び子供の居場所づくり事業の利用料**

長期休業日の区分	利用料
学年始め休業日	2,000円
夏季休業日（7月）	3,000円
夏季休業日（8月）	8,000円
冬季休業日	2,000円
学年末休業日	2,000円

問25で、「1. 学童保育を利用する」に○をつけた方にうかがいます。

**問26.** 学童保育を利用する時期はいつですか。

1. 年間を通して利用する
2. 夏休み等の長期休業日のみ利用する

すべての方にうかがいます。

**問27.** 学童保育や子供の居場所づくり事業を利用する場合の利用料について当てはまる番号に○をつけてください。

1. 高い
2. 安い
3. ちょうど良い

**問28.** お子さんについて、もし学童保育が日曜日・祝日にも通所が可能となった場合、日曜日・祝日の利用希望はありますか。  
希望がある場合は、利用したい時間帯を（例）18時30分のように24時間制でご記入ください。

1. 利用する必要はない	
2. ほぼ毎回利用したい	利用したい時間帯
3. 月に1～2回は利用したい	____時 ____分から ____時 ____分まで



問29で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

**問29-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。【当てはまる番号1つに○】**

(1) 母親	(2) 父親
1. 育児休業取得後、職場に復帰した	1. 育児休業取得後、職場に復帰した
2. 現在も育児休業中である	2. 現在も育児休業中である
3. 育児休業中に離職した	3. 育児休業中に離職した

問29-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

**問29-3** 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。  
 ※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親	(2) 父親
1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった	1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった
2. それ以外だった	2. それ以外だった

**問29-4** 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何か月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何か月のときまで取りたかったですか。

(1) 母親	(2) 父親
実際の取得期間                      歳      か月	実際の取得期間                      歳      か月
希望                                      歳      か月	希望                                      歳      か月

**問29-5** お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何か月のときまで取りたかったですか。

(1) 母親	(2) 父親
歳      か月	歳      か月

**問29-6** 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。【当てはまる番号1つに○】

※短時間勤務制度とは、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置などです。

(1) 母親	(2) 父親
1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）	1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）
2. 利用した	2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）	3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）

問 29-2 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

**問 29-7** お子さんが 1 歳になるまでに必ず利用できる事業があっても、1 歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があれば 1 歳になる前に復帰しますか。【当てはまる番号 1 つに○】

(1) 母親	(2) 父親
1. 1 歳になるまで育児休業を取得したい	1. 1 歳になるまで育児休業を取得したい
2. 1 歳になる前に復帰したい	2. 1 歳になる前に復帰したい

問 29-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

**問 29-8** 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 【当てはまる番号すべてに○】

① 母親	② 父親
1. 希望する保育所に入るため	1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため	2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため	3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため	4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ( )	5. その他 ( )

(2) 「希望」より遅く復帰した方 【当てはまる番号すべてに○】

① 母親	② 父親
1. 希望する保育所に入れなかったため	1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため	2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため	3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため	4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため	5. 子どもをみてくれる人がいなかったため
6. その他 ( )	6. その他 ( )

問 29-6 で「3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。

**問 29-9** 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。【当てはまる番号すべてに○】

(1) 母親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額される
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他 ( )



## 《参考資料》

### 問 1 3 参考資料：平日の幼稚園・保育所などの利用状況

認定こども園	幼稚園と保育所（園）が一体となった施設で子どもを預かり、昼過ぎまで教育を、保育が必要な子どもには夕方まで保育を提供する事業。
市立・私立認可保育所（園）	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、認可基準を満たした保育所（園）で乳幼児を預かり保育を提供する事業
認可外保育施設（へき地保育所）	認可を受けていないが、通常保育を提供する事業
事業所内保育施設	事業所に併設された保育施設で、主に自社の従業員の子どもを預かる事業
幼稚園（通常時間のみ）	保護者の就労等に関わらず、幼稚園で3～5歳児（市立幼稚園は4～5歳児）を預かり、教育を提供する事業
幼稚園（預かり保育含む）	幼稚園利用者のうち、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、降園時間後や長期休業時に夕方頃まで幼稚園で子供を預かる事業
居宅訪問型保育（ベビーシッター）	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、ベビーシッターが家庭を訪問し、各家庭において必要な時間帯に保育を提供する事業

### 問 1 9 参考資料：田辺市における病児・病後児保育事業の概要

事業概要	子どもが病氣中や病氣の回復期にあつて、かつ保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に施設で子どもを預かる事業
対象者	病氣中や病氣の回復期にある生後6か月から小学6年生の子ども
利用可能時間・定員	8:30～18:00、定員9人
利用料	利用料1,000円/日
実施場所	病児・病後児保育 にじ色ひろば（赤ちゃんこどもクリニック）「ビィ」内

※他に、ファミリーサポートセンター（NPO 南紀子どもステーション）においても、病児・病後児についても扱っています。  
病児・病後児の会員利用料：900円/時間

### 問 2 0 参考資料：田辺市における不規則の教育・保育事業

事業名	事業の概要	実施場所	利用料（日額）
ショートステイ事業	保護者が疾病等により、家庭における子どもの養育が困難になった際、児童養護施設等において宿泊をとまう子どもを預かる事業 原則として、7日以内 市役所での申し込みが必要	和歌山乳児院 ひまわり寮 くすのき 紀南学園 白浜なぎさホームなど	2歳未満 5,350円 2歳以上 2,750円 ひとり親、三子以上の世帯に助成制度あり
トワイライトステイ事業	保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に保護者が不在となる場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業 原則として、6か月以内 市役所での申し込みが必要	和歌山乳児院 ひまわり寮 くすのき 紀南学園	休日一時預かり 1,350円 宿泊単価 750円 ひとり親、三子以上の世帯に助成制度あり

事業名	事業の概要	対象者	利用料
ファミリーサポートセンター（きつぱーく）	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育園や幼稚園の送迎等相互援助を行う事業	小学生までの子どもを養育しており会員登録している方	700円/時間 (8:00～20:00) ひとり親、三子以上の世帯に助成制度あり

田辺市における幼稚園・保育所などの実施状況について

サービス名	サービスの概要	対象者	利用可能時間	利用料
市立・私立認可保育所（園） （通常保育事業）	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、県の認可基準を満たした保育所（園）で子どもを預かる事業	保育の必要性のある小学校就学前の子ども	（施設により異なる） 平日・土曜	市の規則による
市立・私立認可保育所（園） （延長保育事業）	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を概ね 30 分以上延長して保育所（園）で子どもを預かる事業	保育の必要性のある小学校就学前の子ども	（施設により異なる） 平日・土曜	施設により異なる
認可外保育施設	県の認可を受けていないが、通常保育等のサービスを提供する事業	保育の必要性のある小学校就学前の子ども	施設により異なる	施設により異なる
事業所内保育施設	事業所に併設された保育施設で、主に自社の従業員の子どもを預かる事業	保育の必要性のある小学校就学前の子ども	施設により異なる	施設により異なる
市立・私立幼稚園	学習や生活の基盤を作るため、就学前の幼児に対する教育活動を行う	3 歳～ 5 歳 （施設により異なる）	概ね 8:00～15:00 （施設により異なる）	施設により異なる
市立・私立幼稚園の預かり保育	通常の幼稚園教育時間終了後等に希望者に対して教育活動を行う事業	幼稚園に通う園児	施設により異なる	施設により異なる
ファミリーサポートセンター（きっずぱーく）	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育園や幼稚園の送迎等相互援助を行う事業	小学生までの子どもを養育しており会員登録している方	8:00～20:00 ※その他の時間帯は要相談	700 円/時間 ひとり親、三子以上の世帯に助成制度あり
病児・病後児保育	子どもが病中や病気の回復期にあつて、かつ保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に施設で子どもを預かる事業	病中や病気の回復期にある生後 6 か月から小学 6 年生までの子ども	8:30～18:00、 定員 9 人	利用料 1,000 円/日 ひとり親、三子以上の世帯に助成制度あり
ショートステイ事業	保護者が疾病等により、家庭における子どもの養育が困難になった際、児童養護施設等において子どもを預かる事業 原則として、7 日間以内	保護者の疾病、看護等で家庭での養育が困難になった子ども	概ね 8:00～18:00	2 歳未満 5,350 円 2 歳以上 2,750 円 ひとり親、三子以上の世帯に助成制度あり
トワイライトステイ事業	保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に保護者が不在となる場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業 原則として、6 か月以内	一時的に夜間の保育に欠ける子ども	施設により異なる	休日一時預かり 1,350 円 宿泊単価 750 円 ひとり親、三子以上の世帯に助成制度あり
地域子育て支援事業	育児に関する相談や指導を行うほか、講習会などを企画・運営する事業	就学前児童	平日 8:30～17:15	無料
放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後等に小学校で学習・スポーツ・文化活動などを体験する事業 現在田辺市では 上秋津・龍神・鮎川・稲成で実施	小学生	各事業により異なる	無料
学童保育	保護者が就労等により昼間家にいない場合などに、指導員の下、子どもに放課後における生活の場を提供する事業	保育の必要性のある原則小学 3 年生までの児童	下校時から 18:30 まで	8,000 円/月
児童館	児童の遊び場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている施設 現在田辺市では、末広児童館・天神児童館・芳養児童センターの 3 施設	18 歳までの児童及び保護者	施設により異なる	無料



